

第 147 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 2 年 3 月 30 日（月） 9:00～10:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 7 階 大会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第140号「経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について
- （4）その他

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 147 回統計委員会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局からの議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告及び委員会運営に関する件に加え、その他、令和 2 年国民生活基礎調査の中止について議事があります。本日はこのような議題にしたいと思います。

それでは、最初の議事に入ります。諮問第140号、経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○上田総務省政策統括官付参事官 それでは、この度、総務大臣及び経済産業大臣から、経済センサスー活動調査と、個人企業経済調査の変更の申請がありましたので、統計委員会に諮問させていただきます。

お手元、資料1-1、横のパワーポイントのスライドに基づきまして、ポイントを説明いたします。

まず、1ページおめくりいただきまして、「1 経済センサスー活動調査の概要」ですが、調査の目的は、全産業分野の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握をして、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、ここが大きなポイントの一つで、それから、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得る目的と、この2つの大きな目的がございます。

調査の概要ですけれども、調査実施者は、総務省と、それから経済産業省の共管調査になります。調査の対象は、全ての事業所及び企業を対象としておりますが、一部除いてあります。①と②は、いわゆる農林漁家を除くことになっております。それから③ですけれども、最終的には家事サービス、いわゆる家政婦を中心とした家事サービスの事業所を除く、それから最後、④ですが、外国公務に属する事業所ということで、領事館等を除くことになっております。

調査の方法は2つありまして、1つが、国が郵送、オンラインで実施する直轄調査、そのほかに、地方公共団体を経由して実施する調査員調査、この大きな2つの系統で調査が実施されることになっております。

調査事項については、産業共通の基本的事項として、事業所の名称、所在地、経営組織、従業者数、売上高・費用等の経理項目、各種統計調査を統合してありますので、産業別の調査事項として、各産業の特性を把握するための調査事項を設定しております。

調査の周期は5年周期で、今回の調査実施時期は5月から7月です。それから、公表ですが、調査実施翌年の1年以内に速報を公表して、9月以降から順次確報を公表していきます。

1ページおめくりいただきまして、「2 経済センサスー活動調査の主な利活用状況」です。

まず、基幹統計である国民経済計算や産業連関表の基礎資料として活用されます。そのほかに、目的の一つである母集団情報の整備といたしまして、事業所・企業を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出に用いられる事業所母集団データベースを整備する情報として使われます。

それから、行政上の施策への利用として、各省の審議会等で経済政策について審議する際、産業別構成比や、中小企業・小規模事業者の割合を、この調査からよく引用されています。地方公共団体でもしっかり使っていただいております。

また、法令上の基礎資料として、消費税のうちの地方消費税分については、最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、都道府県別の按分を行っておりますが、これが

そのまま経済センサスー活動調査の結果を直接使って按分をされています。

1 ページおめくりいただきまして、「3 令和3年調査の見直しに係る背景事情」、今般の経済センサス見直しに関する背景について、ポイントを説明いたします。

まず、統計改革推進会議の最終取りまとめでは、GDPを軸にした経済統計の改善といたしまして、SUT体系への移行がうたわれています。この中で、総務省は、まずサービス分野について、用途の類似性による基準を指向した、いわゆるサービス分野の生産物分類を整備するとされており、このサービス分野の生産物分類の整備を受けまして、2020年を対象年次とする調査において、総務省、経済産業省は副業の生産構造を正確に把握するよう、経済センサスの改善を図るといったミッションを受けております。

それから、第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な計画では、まず名簿の充実ということで、この統計委員会でもずっと議論いただいております毎月勤労統計調査が、官公署の事業所がないため、経済センサスー活動調査の結果が使えないといった問題点等もあります。そのような背景を受けまして、この活動調査においても、公営事業所の把握に努めるといった課題が課されています。

次のポイントとしまして、統計調査における労働者区分等に関するガイドラインに準じて、経済センサスー活動調査も、これに準じた把握をするよう課題が課されています。

最後に、事業所・企業や法人企業に係る統計調査を実施するに当たり、法人番号の把握が課題となっています。今回の見直しに関しては、このような背景に対応するべく見直しが行われます。

それでは、次の4ページ、実際の計画の変更の内容について説明させていただきます。

まず1つ目ですけれども、調査対象の把握の変更ということで、結論から申しますと、下の箱ですけれども、現行計画、「農林漁家等を除く全ての民営事業所」となっていますが、これに乙調査として、国及び地方公共団体の事業所を追加する計画となっております。ただし、把握する事項としては、上の箱の3つ目の◆ですけれども、調査事項は母集団名簿の整備に必要となる職員数や主な事業の内容等に限定するため、これは経済センサスー基礎調査で元々調べている調査事項ということで経済センサスー基礎調査に合わせて調べることになっています。

次の5ページをおめくりください。今度は調査員調査と直轄調査の役割分担です。前回、平成28年の調査につきましては、個人事業の複数事業所を中心に直轄調査が行われていたところですが、今般、調査員調査や地方公共団体の負担軽減の観点から、直轄調査の範囲を、大きな単独事業所企業をも含めて拡大するとともに、複数事業所の個人経営の事業所については、調査票を簡素化するとともに調査員調査に落とすということで、おおむね約9万を直轄調査に寄せることとなっています。

次に6ページ目です。今度は、調査票の編成の見直しです。左半分が前回の調査、右半分が今回の調査計画となっております。

まず、個人経営の調査票についてですが、前回、個人経営調査票を使っていましたが、副業の把握等をやめることで、産業共通の調査票という新設事業者に配るものと同じ調査票を配布することになっています。また、単独事業所企業に対しましても、副業との関係

で類似する産業を統合いたしまして、調査票の編成をより分かりやすくしてあります。

複数事業所企業の企業調査票ですけれども、これは前回、産業別であったものを統一いたしまして、企業調査票としています。また、事業所の調査票も、工業、商業、そのようなもの以外の多くの部分で事業所調査票も統一化したということで、このような編成を見直しまして、最終的には、前回、23種類あった調査票を20種類にまとめて調査をする計画になっています。

1ページおめくりいただきまして、7ページ目、調査事項の見直しについてです。幾つか主な変更点を紹介いたしますと、まず1つ目ですが、従前は日本標準産業分類をベースとした把握から生産物分類ができましたので、生産物分類をベースとしたものに変更するとともに、不動産賃貸をはじめ必要な副業を把握する計画になっております。

次が商業マージンの把握の必要性から、年間商品仕入額を、商品販売に対する売上原価に変更するとともに、卸、小売を副業としている企業の商業マージンの把握対象を拡大しております。

また、法人番号を全産業で追加しております。電子商取引の有無につきましては、報告者負担の軽減の観点から廃止いたします。

それから、個人経営の経理事項は、確定申告の科目にある基本的事項に限定するほか、個人経営の複数事業所における事業所別の売上高を廃止して、企業1本にまとめます。

次の8ページですけれども、正社員、正職員としている以外、いわゆるパート・アルバイト等の方につきましては、従前、卸、小売業、飲食サービス業では8時間換算をして報告を求める、別途求める、これも報告者負担の軽減の観点から廃止するものです。

それから、統計調査における労働者区分に関するガイドラインを踏まえまして、従前、常用雇用の部分を正社員、正職員、それ以外といった把握をしていたものを、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）ということで定量的な指標に基づいて区分をすることで、完全にガイドラインに準拠させる変更となっております。

費用総額と費用項目について拡大を予定している産業連関構造調査、従前の投入調査ですが、それとの役割分担から、付加価値の算出に必要な項目を中心に把握をすることで、費用総額の内訳としての減価償却費、外注費、支払利息等は廃止をすることとなっております。

次のページ、9ページをおめくりください。個人企業経済調査の今回の主な変更点についてですが、個人企業経済調査は37,000の個人企業に対して調査を行っているものですが、経済センサスー活動調査と調査事項等が重複しているため、最終的には一番下の欄、経済センサスー活動調査の実施年のみ、両調査を統合した調査票により調査を実施することで、重複は正の観点から、共通の調査票を作って把握する変更を併せて諮問させていただきます。

変更点の説明は以上ですが、最後に、今回の諮問で想定される論点です。5つほど考えておりまして、1つ目の公営事業所を対象とした乙調査の新設につきましては、母集団情報の整備に資するために必要な情報となっているかについて確認いただきたいと存じます。

2つ目の調査系統の見直しに関しては、直轄調査と調査員調査の区分けはどのような考

え方に基づいて整理をされて、これが適切かどうか評価いただきたいと存じます。また、経済構造実態調査単独事業所を直轄調査に移行することで、SNAの第2次年次推計の早期データ提供に間に合うかどうかを確認いただき、利活用の点から評価いただきたいということです。

さらに、今回の変更により、地方公共団体の調査員調査の事務負担の軽減はどの程度見込まれているのか、これについて確認をいただいて、評価をいただきたいということです。

3番目の、甲調査の調査票の構成の見直しについて、その必要性や理由等を確認いただき、その中身について評価いただくとともに、個人企業経済調査と調査票を統合することで、報告者の負担軽減はどの程度見込まれるのか確認をいただいて、評価をいただきたいということです。

4つ目の調査事項の見直しについては、生産物分類と本調査の調査事項の関係を確認をいただいて、副業の把握が十分かどうか、利活用の観点から評価いただきたいということです。

また、調査事項の見直しについては、本調査の活用を踏まえたものとなっているか、適切に使えるかどうかを確認いただくということです。

5つ目は、最終的に試験調査も実施していますので、その調査結果を踏まえたものとなっているかどうかについて確認をいただきたいということです。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

中村委員。

○中村委員 3点ほどありますが、まず第1点、国及び地方公共団体の事業所に対する母集団情報の整備充実、これは必要だと思いますが、まず、第1点はこの事業所でありませけれども、これはどこまで含むのか。例えば、国で言えば府省庁とか地方の出先機関とか、地方公共団体で言えば県庁とか市役所とか、あるいは小・中・高等学校まで、それと公的企業も含まれると思いますけれども、その範囲がどうなっているか、どう考えたらいいかということが第1点です。

第2点につきましては、公的企業に関しまして、例えば、国が管理運営する公的企業であれば、財務諸表などをきちんと把握していると思いますので、その点を改めて調べる必要はないかと思いますが、公共団体の公的企業については非常に不明な部分が多くて、その事業所、公的企業と考えるのか、あるいは一般政府が見ていくとするのかということさえ分からないところがあると思いますので、調査事項について、職員数や主な事業所の内容等に限定するという意味でありますけれども、これは母集団情報の整備充実が目的であるということであると、これでいいのかもしれないのですけれども、例えば、売上げなどを母集団情報の一部と考えていけないことはないわけですから、特に地方公共団体が管理運営する公的企業と考えられる事業所について、そういう調査を、売上げなどの調査をしないでいいのかということを議論していただきたいと思います。

3点目は、7ページの矢印の2番目の年間商品仕入額を商品売上原価に変更するというのですが、これは、商品売上原価というのが、仕入額に何か加わるのだと思いますけれども、そういうものに変えてしまうと、かえってマージンを把握するのは困難になるのではないかという疑問があり、その点いかがでしょうかという点です。

○北村委員長 事務局からお答えいただけますか。

○上田総務省政策統括官付参事官 それでは、まず、地方公共団体の調査対象ですが、基本的には全ての事業所を対象に調査いたします。ですので、漏れるものはないとお考えいただけます。

2点目として、地方公共団体のうち経理事項等も調べる必要があるのではないかとこのことですが、国の決算とか地方公共団体の決算については、別途、行政記録等で把握できると考えておまして、現時点では調査をしない計画となっていると承知しております。

○重里総務省統計局統計調査部経済統計課長 3点目につきましては、調査票案にもありますが、「商品売上原価」というのは、「年初在庫額」＋「年間商品仕入額」－「年末在庫額」により計算してくださいと、定義をはっきり書いてありますので、そういう意味では、マージンの計算には支障はないのではないかと、考えています。

○北村委員長 白塚委員。

○白塚委員 もう一つ教えてほしいのですが、国と地方公共団体の事業所、調べるのは大事だと思うのですが、調査方法というのは、直轄調査と調査員調査、どちらに入ってくるのでしょうか。

○上田総務省政策統括官付参事官 直轄調査です。

○白塚委員 それは直轄調査で、フォローアップとか多分、初めてきちんとやるところが多いと思うのですが、そういうところというのは十分対応していけるということですね。

○上田総務省政策統括官付参事官 経済センサスー基礎調査で既にやっている内容をもう一度行うということなので。

○白塚委員 それでは、もう向こうの人たちはよく分かっているということですか。分かりました。すみません。

○北村委員長 ほかに何か。

川崎委員。

○川崎委員 私の質問、意見は、必ずしも経済センサスー活動調査そのものではなくて、この資料で言えば、5ページ目のところにある主な変更内容のところの4番目のポイントです。今回の変更内容、5ページ目のところだと、4番目に政府統計に関するオンライン回答サポートを活用するということが書かれています。私はこれ、非常に大きな変化だと思うのですが、実はこの言葉は、私は初めて聞く言葉でして、これまで「プロファイリング活動」と呼んできていますよね。名前を変えるなら変えるで、もはやもうプロファイリング活動ってどうもウィキペディアなんかで見ると、犯罪捜査の活動とか書いてあるので、言葉のイメージが悪いのは分かるので、変えたらいいと思うのですが、ただ、「オンライン回答サポート」という言葉はまだどこにも定義されていないように思うのです。これほど大きな活動が、どういうことに対して、何を対象に何をやっているのかというのが見えるよ

うに文書化しておくことはとても大事だと思うので、調査計画の中にもこの言葉が出てくるようなのですが、定義のない言葉を使うというのは気を付けていただいた方がいいと思うので、今後は是非何らかの形で、きちんとした枠組みを見えるようにしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○北村委員長 分かりました。これは、対応するという事なので。ほかにありますか。よろしいですか。審議していただくということなので、今出たポイントについてしっかりと審査をお願いしたいと思います。

私からコメントいたしますが、今回の経済センサスー活動調査においては、統計改革推進会議や第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画等の内容を踏まえ、調査方法の見直し等、多岐にわたる見直しを計画しているということです。関連して、個人企業経済調査も変更するという事で、経済センサスー活動調査は大規模かつ各種経済統計のベンチマークにもなる極めて重要な基幹統計調査ですので、調査が円滑に行われ、より利用しやすい統計となるように丁寧な審議を行っていただければと思います。

椿部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属される委員の皆様、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。

○北村委員長 それでは、次の議事に移ります。次の議事は、部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、マスク越しですが、報告いたします。

3月17日に行われた第20回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料2と席上配布資料を適時御覧ください。なお、資料2のページ番号は、中央の下に、1/27のような形式で記載してあります。第20回国民経済計算体系的整備部会においては、国民経済計算の次回基準改定について、生産面の四半期別GDP速報等の検討状況について、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討の4つについて審議しました。以下、概要を説明いたしますが、時間の制約等から詳細は割愛させていただきます。

まず、内閣府から、今年12月に実施する国民経済計算の次回基準改定に関し、リース区分の変更に伴う試算値と建設業の産出額に係る推計手法の検証結果の報告がありました。リース区分の変更に伴う試算値については、3ページを御覧ください。ファイナンシャル・リースで取得した資産の帰属先が変更されるため、設備投資額の産業別の内訳は変動いたしますが、GDPの総額は変わりません。具体的な数値につきましては表を御覧ください。

次に、建設業の産出額に係る推計手法の検証が4ページに掲載されております。黄色の実線で表示される建設業の産出額については、現行の2011年基準から建設総合統計を用いた推計手法に変更されましたが、2015年は緑の点で示されるIO、すなわち、産業連関表の値よりも過大推計となっています。このため、基準改定に伴い下方修正される見込みです。

過去の推移を見ると、赤い点線で示される建設総合統計の建設業出来高と緑の点で示さ

れる産業連関表のかい離幅は 2005 年、2011 年時点では小さく、今回の過大推計は傾向的な癖とは言えません。この背景については、前回の委員会でも報告したとおり、建設総合統計の推計過程で工事予定額を実際の工事費に補正する補正率が原因と考えられており、現在、国土交通省において見直しに向けた検討が進められております。

審議においては説明について異論はありませんでしたが、委員からは、2015 年の改定差の原因と思われる補正率について、見直し前後の差の要因を確認したいとの意見がありました。この点については、次回基準改定前に国土交通省より部会で御報告いただくことといたしました。

次に、内閣府から生産面の四半期別 GDP 速報について、イギリス、カナダ、オーストラリアにおける対応状況と、それを踏まえた具体的な対応方針が御報告されました。資料は 5 ページに移ります。

要点を申し上げますと、1、各国とも生産額から付加価値額を算出するための付加価値率は四半期ごとに変動させるのではなく、年間を通して一定の値を用いて推計していること、また、8 ページの下側にまとめてお示ししているように、生産側と支出側のかい離は必ずしも日本が突出して大きいわけではないことの 2 点が報告されました。

これを踏まえた内閣府の対応方針が 9 ページの下側に記載されております。実際に定期的に公表するためには、実務面の体制整備、特に人的リソースの確保が不可決となります。このため、まずは現在の人員配置を前提に、本年夏から推計結果を季刊誌に年 1 回掲載すること、その上で毎四半期ごとに公表を目指して、2015 年基準改定公表後、速やかに体制の整備や業務の効率化、既存の公表系列の整理合理化などの検討を進めていきたいとの報告がありました。

委員からは、付加価値比率を一定とした推計手法に関する質問や公表時期に関する質問などがありましたが、内閣府の検証結果については特段の異論はなく、部会として一定の精度を確保した生産面の四半期別 GDP 速報の推計は可能との結論を得ました。また、季刊誌に推計値を掲載する際には、付加価値比率をめぐる議論について丁寧に検討、説明する必要があると取りまとめました。

一方、定期的な推計・公表に向けては、2020 年度中に定期的な公表体制を確立する、ないし 2020 年度中に定期的な公表体制の整備にめどを付けるということ強く要望すること、並びに、そのために必要となる追加人員の確保について、部会として内閣府の取組を最大限バックアップすること、この 2 つについて部会委員全員の意見の一致を見ました。

つきましては、生産面の四半期別 GDP 速報の四半期における定期的な公表のための人的リソースを確保できますよう、統計委員会として強力なサポートをお願いしたいということ部会長として強くお願いしたいと思っております。

続きまして、内閣府から、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発に関して、来年度、実施予定の研究会の概要が報告されました。詳細は 10 ページに記載されております。

6 月以降、5 回程度研究会は行われる予定です。内閣府にはこれまで、本部会でお出された意見を踏まえて研究会で検討いただくとともに、適時本部会で報告いただくよう取りま

とめました。

最後に、国民経済計算の改定状況の検証及び、一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討です。今回は、第一次年次推計から第二次年次推計への改定差が大きい3つの品目について報告がありました。

1、パチンコ・スロットマシン。これは、サービス用機器のうち、パチンコ・スロットマシンについては第一次年次推計で利用可能な一次統計がないため、今回、警察庁の協力を得て入手したパチンコ・スロットマシンの販売台数に関する業界データを基に、内閣府で推計をいたしました。その結果が14ページの下側です。

推計値と工業統計の出荷額を比較すると、おおむね近い水準で推移しております。今後は、15ページの下側にあるように、業界データの継続的取得の確実性、取得に係るコストやタイミングについて精査を進める予定と内閣府から報告されております。これを踏まえ、内閣府に対して、早急に残された実務上の課題を確認し、実装に向けた対応を進めるよう取りまとめました。

続いて統計委員会担当室から、そう菜・すし・弁当の検証結果について報告がありました。17ページを御覧ください。第一次年次推計から第二次年次推計を経て基準改定に至るまでのシームレスな推計の観点から、基準改定の基礎となる産業連関表の結果を、第二次年次推計に用いられる工業統計や第一次年次推計時点での利用可能な需要側統計と比較いたしました。

結果を見ると、2011年から2015年の産業連関表の動きは、家計調査や『惣菜白書』などの需要側統計よりも工業統計に近いことが分かりました。もっとも、第一次年次推計時点では、工業統計に近似できる一次統計が存在せず、かといって新規の統計調査を立ち上げることは、コスト面等の制約から実現が困難な状況のため、当面は現行推計を維持し、前年の伸び率を用いて推計せざるを得ないとの結論が出されました。

委員からは、月次売上げを把握するための新規調査は調査技術的にはさほど難しくないとの御意見もありましたが、総論としては、報告内容でもやむを得ないとの評価でした。これらを踏まえ、内閣府においてトレンド推計の見直しによって改定差を縮小させるかどうか御検討いただくとともに、関係府省において産業連関表に係る委員からの御指摘について中長期的な課題として検討いただくよう取りまとめました。

次に、経済産業省から、半導体製造装置の検証結果について報告がありました。半導体製造装置は、第一次年次推計は生産動態統計、第二次年次推計は工業統計を利用しております。25ページ下側のとおり、昨年6月の時点では、改定差の原因として、毎月の生産額ベースの生産動態統計と会計年度における出荷額ベースの工業統計との違い、生産動態統計における調査対象の捕捉漏れの2つの可能性が示されておりました。今回、その後の検証の結果が報告され、前者の報告ベースの相違がかい離の主因であることが判明いたしました。もっとも、この報告ベースをそろえることは実務上困難であるため、利用者側で留意してデータを活用する必要があるとの報告でした。

委員からは、生産動態統計で用いられる社内の評価価格が工業統計で用いられる販売価格を常に下回っているのであれば、推計時の調整により工業統計の値に近づけられないか

との御意見や、生産動態統計の利用に当たっては、当年の数字だけでなく、前年までの工業統計との動きの差も考慮して使用する必要があるのではないかとといった御意見がありました。

部会としては、金額差の解消は実務上困難との経済産業省の説明はやむを得ないと整理し、委員からの御意見については、内閣府における今後の推計の参考としていただくよう取りまとめました。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問、御確認事項ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

まず、国民経済計算の次期基準改定の関係です。リース、建設業に係る御説明がありました。いずれも適当な内容と思われ。今年末ごろ予定の基準改定に向けて着実に準備を進めるよう、お願いいたします。

次に、生産面の四半期別GDP速報等の検討状況ですが、ポイントは、「一定の精度を確保した生産面の四半期GDPの速報の推計は可能との結論が得られた」「定期的な公表体制の整備を強く求めると同時に、部会として内閣府の取組を最大限バックアップする」との2点があったと思われ。推計が可能と確認されたことは極めて有意義であります。ここに至るまで既に1年以上遅延があったわけですが、よくここまで来たというのが率直な感想であります。

今後は、部会長から御報告もありましたが、定期的な公表体制を早急に整備する必要があります。この点に関しては、夏の建議に具体的な内容を盛り込むことも念頭に置きつつ、統計委員会として適切に対応、サポートしていきたいと考えております。

続いて、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発です。分配側GDPの各推計項目の精度向上等を中心として検討を進めるとの御説明でした。実務上、三面を一致させることは困難と思われ。現在どのようなかい離が存在するかを確認し、三面を相互にチェックすることが精度向上につながると考えられます。5回に及ぶ議論があると御説明がありましたが、しっかりと議論を進めていただき、適宜、部会や委員会にも中間報告をお願いしたいと思います。

最後に、国民経済計算の改定状況の検証及び一次統計の活用方法の改善余地等に関する検討の関連ですが、個別の品目に関しては改善が見込めるものもあれば、現状では限界があるものもあるという御報告でした。検討対象としている財の10品目の半分について、ほぼ結論が得られたとのことですので、残りの5品目についても精力的な御審議をお願いしたいと思います。宮川部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に属される委員の皆様におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

○宮川委員 よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 既に私からも報告させていただきましたけど、生産面の四半期GDP速報に

つきましては、審議が1年、審議というか、ここに至るまで1年、若干期間が遅れたということもあります。その要因として、やはり人的リソースの問題というのが非常にひっかかっていたということで。ただ、部会の方から、特にユーザーサイドからは、各国でも定期的に四半期で報告されている四半期の速報について、やはり日本でも四半期ごとに、生産面でのGDPが報告されることは、先進国としては当然じゃないかというような思いもあったかと思えます。その障害となるような人的リソースの問題については、統計委員会全体としても、四半期速報が定期的に出せるように是非サポートしていただきたいと、部会長としては強くお願いしたいと思っております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。受けとめたいと思います。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員及び臨時委員は委員長が指名するとされております。本日諮問されました経済センサス活動調査及び個人企業経済調査の変更についての審議のため、宮川委員、宇南山臨時委員、菅臨時委員におかれましては、サービス統計・企業統計部会に所属いただき、部会審議に御参加いただきたいと考えておりますので、資料3のとおり指名させていただきます。宮川委員、宇南山臨時委員及び菅臨時委員におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年国民生活基礎調査を中止したいとの申出がありました。基幹統計調査の中止は大きな影響を伴うものであることを鑑み、厚生労働省から中止の理由について御説明していただきますが、御説明していただく前に、恐縮ですが、私の整理について説明させていただきます。

今回、国民生活基礎調査は保健所が調査実務を担うもので、新型コロナウイルス感染者の数が依然として増加傾向にある中、本調査の調査員の指揮監督や調査対象世帯からの問い合わせの対応等を行う保健所が感染症対策に忙殺されていること等を勘案すると、調査の中止はやむを得ないものと考えております。

ただ、前回の委員会で御承認いただいた基幹統計調査の軽微処理基準では、感染症の発生に伴うものについて明記したところですが、調査の中止まで軽微処理にすることは明示的には認められておらず、典型的・定型的な軽微事項には該当しないと考えております。

このため、本調査の中止については、当該基準の1の⑩、「委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの」に含まれると整理いたします。この点については、本調査を所管する人口社会統計部会の津谷部会長にも御了解をいただいているところであります。

なお、今回の取扱いに関しては、法令上の用語として「軽微」という表現しかないので、誤解される向きもあると思えますが、丁寧に申せば、諮問を経ずに迅速に対応することが必要な案件という意味であります。今回の事案、国内的にも国際的に大きな問題となっている感染症への対応という明確な理由に起因して、緊急に計画変更の必要があるということで、決して軽々しく処理しようとしているものではないということを御認識いただければと思います。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

厚生労働省統計幹事でございます。資料4-1を御覧いただきたいと思っております。

私どもの国民生活基礎調査につきましては、毎年4月の半ばから7月にかけて、都道府県などが任命いたしました統計調査員を、保健所、福祉事務所の管理の下に、各御家庭に訪問いただきまして調査を行っているものです。

しかしながら、今年度のコロナウイルスの状況に鑑みまして、大体2月ごろでしたが、いわゆるクルーズ船とかチャーター便での海外帰国者の対応で、厚生労働省がメインの対応を行っておりましたが、その後、2月の末から3月にかけて、いわゆるクラスターの封じ込め対策にフェーズが移ってまいりました。こうなりますと、都道府県が主体となって、いろいろな対応を行っており、その中核となっているのが保健所です。

3月も上旬から半ばを過ぎたころから、各都道府県から、今、保健所については応援態勢を組んで非常事態でやっておりますが、どうしても4月以降、この調査の対応をする余裕がないという相談を受けています。いろいろ聞いてみますと、いわゆる感染者が発生していない保健所におきましても、応援で人員を使っているとか、それから、問い合わせが非常に多いですので、その対応で忙殺されているという事態がありまして、厚生労働省全体といたしましては、保健所にはまずコロナ対策を行っていただきたいということがあり、これをメインの理由といたしまして、今回やむなく中止を判断したところです。

それに加えまして、理由の②と③がありますように、特に4月の中旬から調査員が各家庭を訪問するということになりまして、外出の自粛をお願いしているときに保健所から調査員を送り込んで、では、各御家庭の、国民の御理解が得られるかという点、なかなか難しいのではないかと。それから、この時期、難しいのだったら、例えば郵送調査にするとか時期を変更するとかできないかということもありましたけれども、この調査、調査項目が非常に詳細にわたっておりまして、郵送調査を今から変えても、なかなか精度が得られない、それから、時期を変えたとしましても、例えば、春にやっていた調査を今年だけ秋にやって、では、前後の年との接続を図れるかという点、なかなか難しいのではないかと。これもまた、やむなく中止という結論に至ったものです。

中止する場合の影響ですが、この国民生活基礎調査は、3年周期で実施する大規模調査と、中間年で簡易調査を実施するという2つの調査がありますけれども、直近の大規模調査、令和元年が当たっておりまして、今年の調査は簡易調査です。簡易調査だからいいかというわけではありませんが、大規模調査に比べては、例えば二次利用の件数も少ないなど影響度は小さくなっています。しかしながら、基幹統計を1年調査しないということにつきましては、ユーザーの皆様にも多大なる御迷惑をおかけすることもありまして、私ども、決して軽々しく思っているものではありません。とはいえ、厚生労働省としましては、やはり、国民の健康、生命が最も重要なものと考えておりますので、大臣まで上げました結果、令和2年の国民生活基礎調査については中止とさせていただきたいということです。統計委員の皆様方にも、是非とも御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の厚生労働省の御説明や私の整理について、御質問あるいは御意見あれば。

津谷委員。

○津谷委員 これは質問ではありません。委員長のお言葉に少し付け加えさせていただきたいと思います。国民生活基礎調査の中止についてお話がありましたが、この調査は保健所と社会保険事務所という2つの経路で実施されていますが、特に保健所を経由して行う調査の実施が難しくなっています。現在、保健所は新型コロナウイルス感染拡大への対応の最前線に立っている機関の一つです。このような状況の中で調査を実施するということに対して、保健所の理解が得られないだけでなく、むしろ反発をされてしまうと、今後の調査の実施にもマイナスの影響が出かねないと懸念いたします。特に大都市を中心に感染が急速に拡大している状況ですので、調査の中止はやむを得ないのではないかと思います。これは苦渋の決断です。この調査が施策に対してもつ重要性、そして社会全般への重要性は私もよく理解しておりますが、現在の状況をみると、中止はやむを得ないものと思いを承しました。

付け加えますと、保健所の数は減少しており、昔と比べて非常に少なくなってきました。通常の場合でも多くの業務をこなすのに精一杯という状態のようです。コロナ禍の下での保健所の負担の大きさを考えますと、これ以上の負担をかけることは避けるべきであろうと考えます。将来の調査実施についての費用対効果を考えて、今回は中止という緊急かつ苦渋の対応をすることを了解いたしました。委員長のおっしゃるとおりかと思えます。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 清原です。ただ今、津谷委員からも「苦渋の決断」というお言葉がありましたが、冒頭、北村委員長からは、適用すべき取扱いの名称が、「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」となっているけれども、これはそういうことではなく、今の実情に応じた、迅速に対応すべき案件として判断をしてはどうかという、そういう御指摘に賛同いたします。

たまたま制度的に「軽微」という表現ではありますが、これはむしろ統計委員会として、国民の命を最優先に置いて、そして、統計の重要性はもちろん、国民生活、命を支えるものだからこそ、ここでは特に、国民の命の最前線で取り組んでいる保健所、さらには、生活保護世帯やあるいは障害者の皆様を対象として取り組んでいる福祉事務所を経由している調査であるために、このような判断をすることは極めて重要だと思います。是非、このことを通じて、保健所、福祉事務所におかれましては、国民の命を守る取組に集中していただきたい、このような思いも添えて賛同いたします。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。

どうぞ。神田委員。

○神田委員 私も、中止については賛成をいたします。ただ、ちょっと気になりましたの

は、手続なのですけれども、今回の会合で決めたという形になるのですけれど、おっしゃったときに、諮問、建議は手続に時間がかかるということだったので、時間をかけない形で、もちろん今日これで決めていいと思うのですけれども、改めて形だけでも諮問、建議の形式をとることはできないのですか。1日ですぐ諮問して建議をするということもあり得るとは思うのですけれども、そういう形は技術的に不可能でしょうか。

なぜそう申しますかというのは、これがあたかも軽微であるかのように事後的にとられてしまう可能性はないのかなという、そういう懸念がありまして。もちろん迅速にするのは当然のことなのですけれども、迅速な形で、そういう形式をとれないものなのかということをお聞きしたいと思ひまして質問させていただきます。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 統計委員会の中の手続の問題は別といたしまして、緊急に御対応をお願い申し上げましたのは、もうあさってから4月ですが、4月に入りますと都道府県でも人事異動があり、その時点からもう保健所等での統計調査員の任命活動に入って準備を始めなければいけないというフェーズに入ります。次回の統計委員会、4月30日と聞いておりますが、今現在は、元々ありました統計の計画に従いまして、そのとおり実行してくださいと都道府県をお願いしているところですので、これを緊急に止めないと、まさに今この瞬間、保健所のリソースがそれに奪われてしまうということもありまして、私どもから、総務省、それから統計委員会の委員長にも御相談しましたところ、迅速に対応いただけるということで感謝申し上げますが、そういった事情があるということをお理解いただきたいと思います。

○北村委員長 どうぞ。

○神田委員 おっしゃることも分かりますし、決めることはここで決めていただいていると思うのですけれど、例えば、数年後の次のとき、そのときに振り返ったときに、あたかも軽微案件として扱ったような事実で誤解されるような形は残したくないということもありまして、事後的でいいと思うのですけれども、こういう事情で、何日に会議の場で決定をしたけれども、改めてこういう形として残すという形、それで今回、国民の命を最大限に配慮したというようなことを残す必要がないのかなと思った次第です。

○北村委員長 ありがとうございます。今、私の発言も含め、今、議論が進んでいる、議事に残るということで、少なくとも軽微案件として扱っていないということは明確な形で残しておきたいと思ひますし、ただ、今おっしゃったように、緊急を要する状態なので、議論を尽くしてとか、統計委員会でもう一回議論するとかという余裕はないかと思われるので、文書として残しておきたいと思ひておりますけど。

どうぞ。

○津谷委員 委員長の御提案に心から賛成いたします。先ほど、厚生労働省から説明がありましたように、4月に入りますと、この調査のための調査員の任命を始めなくてはならないということと、こういう状況ですので、調査員の募集自体が難しくなってくるであろうと思ひます。そして、調査実施に際して、調査員の健康についても配慮しなくてはなりません。クラスターという言葉が使われておりますが、当然のことながら、回答者の健康と安全についても配慮しなくてはなりません。調査員と回答者の健康と安全を考えると、

タイミング的に今回の調査実施は待ったなしというところに来ておりました。今回は例外的な措置であり、もう少し時間的な余裕があれば、今後はきちんと手順を踏んでやっていくということを明記して、先ほどの御懸念も含めて、議事録に残していただければと思います。

○北村委員長 ありがとうございます。

神田委員、もしあれば。

○神田委員 何度も申し訳ないのですが、例えば、次にこういう案件が出てきたときにもこのような処理になるのでしょうか。

○宮川委員 今、やっぱり神田委員がおっしゃったとおりでと思います。この件について私は賛成ですが、問題は、こういう、いろいろな非常時のときに統計をどう実施するかというときの対応がないことだと思うのです。例えば、今、神田委員がおっしゃったように、コロナウイルスがほんとうに特別かといえ、もしかしたら大きな台風が来て、ある一地域がほとんど壊滅状態になって、今、復興で大変だからだめだ。過去にも地震だとかそういうことはあったわけですから、そういう場合に適用できる、例えば中止なのか、延期なのか、そういうことを非常時に判断し、その際には、例えば持ち回りでも別にいいような、そういう対応をあらかじめ作っておくというのですかね、そういう決定の方法はやっぱり必要だろうと思います。

○北村委員長 川崎委員。

○川崎委員 委員長の考えに全く賛成であって、それに少し付け加えるような形で申し上げたいと思います。

まずは、この委員会できちんと議論をして、「軽微」という言葉には当たるわけではないけれども、非常に難しい判断の中で迅速に決断したということがきちんと記録に残ることが大切だというのは全くそのとおりでと思うので、是非その形でいきたいと思います。

ただ、その場合に、諮問、答申の書類を、例えば持ち回りでやるとかということが頭の体操としては考えられるのですが、私はそれだと手続が煩雑で、恐らくかなり無駄になると思います。というのは、例えば、先ほどの経済センサスの諮問の資料を御覧いただきますと、実は、大臣の公印が付いているわけですね。こんな忙しいときに大臣の公印をいただくような決裁をやっている暇が本当にあるか、それが合理性があるかといったら、私はないと思います。

ですから、諮問、答申という形で記録を残すというよりも、例えばむしろ、本日の資料でもう一枚簡単な資料で、「参考」という資料が配られています。「基幹統計調査の承認の状況」というのがありますが、こういう形で、このようなものを承認しましたという記録が残っていますが、こういう記録をどう残すか、そこのところはどう、例えばこの表ですと、今、注釈にこういうものですよと説明してありますが、こういう記録をどうオフィシャルな形で残すか。議事録だけだと見えにくいのなら、それをこういう形で統計委員会としてどう残すかという問題であって、これ、厚生労働省にお尋ねしても答えは出てこないと思うので、むしろ、できましたら総務省政策統括官室なりで、こういう決断をしたということが残るような形をもう少し作っていただくとか、あるいは、委員長談話でも結構な

のですが、何らかの形で議事録と別の紙で残すようにしていったら、今、神田委員がおっしゃったようなところがより明確に出るのではないかと思うので、これは事後処理としてやっていただければいいかと思います。

以上、私の意見です。

○北村委員長 神田委員、何かありますか。

○神田委員 私はそういう趣旨で、建議とか諮問とかそういう形にこだわるのではなく、この委員会として、しっかりとこれを認めたということを明確にしておく、過去、後々分かるようにしておけばいいと思います。

○北村委員長 こちらでそのような対応を考えたいと思います。

では岩下委員。

○岩下委員 今回、こういう形で基幹統計中止ということなのですが、恐らく各省庁を含めて、これから、仮に4月、やっぱりできないということがある程度見えているものが既にあるのではないかと思うので、その洗い出しをしておいていただけたら、何か、こういう形で突然言われるという形よりは、多分、もう4月に調査することで決まっている、調査員を使わなくてはいけないものは、基幹統計の中にもあると思うので、それを洗い出ししていただいた方がいいのではないかなとちょっと思いました。

○北村委員長 事務局から何かありますか。

金子統計審査官。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 実は、この新型コロナウイルス感染症関係で、中止ということではありませんが、やはり調査員調査だけではなかなか難しいですので、いわゆる軽微基準にもあるような形で、郵送調査を一時的に導入できないかとか、幾つかの調査から御相談をいただいているところはあります。まだ御相談ベースですので、公式に現時点では申し上げられませんが、既にそういったような関係省庁から御相談はいただいているところはございます。

○横田総務省政策統括官（統計基準担当） 今まで出てきた議論を整理いたしますと、やはり緊急事態ということで本日、整理させていただいたということです。本日の厚生労働省のように、各省庁は、統計を実施するに当たって、当然のことながら、いつの時点で何をしなくてはいけないかということを考えながらやっています。

ということで、今時点でどうなっているかというような状況もちろんあるわけですが、一方で、このコロナウイルスの関係で申しますと、これはもう毎日状況が変わっているということです、今の時点で大丈夫だったからといって1週間後でも大丈夫かという、これはちょっと分からないということがあります。そういうこともありますので、今日の議論、私どもで整理いたしまして、今日、統計幹事が全員来ているということでもありませんので、状況は整理しつつ、何らかの支障が生じそうであるとか、そういうようなことであれば、早々に私どもに相談いただき、また、統計委員会での扱いも御相談させていただくというような形で処理していきたいと考えております。

○北村委員長 ほかに御意見ありますか。統計委員会での審議の体制というのものも、書面でやるということ、今のところ、まだ認められていませんので、いろいろな形で対応して

いかざるを得ないようなことが起こると思いますので、それも含めて検討したいと思いません。

ほかに、追加で御意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは、取りまとめたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、本件については軽微処理とすることとしますが、統計利用者に対し、本調査を中止せざるを得ない理由等について、丁寧かつ十分に説明することを厚生労働省にはお願いしたいと思いません。

また、令和2年調査は簡易調査が予定されていることから、今回の中止により、今後の大規模調査、3年ごとですけど、と簡易調査のサイクルをどうするのか、また、より大きくは、厚生労働省の政策担当と統計担当の適切な分離、人員の確保についても検討していただきたいと思いません。これ、中長期的な課題だと思いませんけども、検討していただければと思いません。よろしくお願ひいたします。

本日用意いたしました課題は以上です。

次回の委員会の日程について事務局から御連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、4月30日木曜日の午後に開催する予定としております。場所につきましては、本日と同じ、若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。

○北村委員長 以上をもちまして、第147回の統計委員会を終了いたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、5分ほど休憩いただきまして、10時7分から企画部会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。